

平成28年11月瀬戸内市教育委員会 会議録

I. 開催日 平成28年11月16日(水)

II. 開会及び閉会 開会 13時00分
閉会 14時06分

III. 出席委員

教育長	柴崎伸次
委員	淵本晴生
委員	水野勝紀
委員	川島ゆか
委員	片山工

IV. 出席職員

職名	氏名
教育次長	近成昌行
総務学務課長	青山祐志
総務学務課参事	松田典久
社会教育課長	馬場昌一
中央公民館長	今吉崇文
社会教育課課長補佐	頓宮忍
社会教育課主幹	村上岳
総務学務課課長補佐	井上二三代
総務学務課係長	近藤のぞみ
総務学務課主幹	山本三千代

V. 議事の内容

1. 開会

2. 教育長報告について

柴崎教育長

- 平成27年度問題行動等調査について
- 教育支援委員会(10/25、11/15)について
- いじめ問題対策連絡協議会(11/4)について

3. 前回会議録の承認

署名委員 川島 ゆか 委員 片山 工 委員

4. 議 事

柴崎教育長 議事進行

柴崎教育長 第 50 号議案については個人情報ということで、非公開とすることを提案する。

全 委 員 <異議なし>

第 48 号議案 濑戸内市立小規模特認校就学実施要項の制定等について

松田参事 (資料を基に説明)

水野委員 中学校も将来的には考えているのか。

松田参事 考えている。

淵本委員 特認校指定を申請する発議というのは、いつ誰がするのか。

柴崎教育長 基本的には学校長である。

学校だけではなく、地域の協力が得られるかということも観点としては必要となってくる。

片山委員 3条で小学校 1 年に入学する児童を対象としているが、転入した場合はどうなるのか。

柴崎教育長 原則として 1 年であるが、その時点で認める。

片山委員 転入ではなく、途中で希望する場合はどうなるのか。

柴崎教育長 その時点で判断することになると思う。

片山委員 地区との共同であるので、6 年間最低でも地域の協力が得られるという、ある程度の見通しがあるということか。

柴崎教育長 今回は地域のほうからも話があった。

学校だけでできる特色ある教育活動か、あるいは地域と共同しなければならないかによって、判断が変わってくると思う。

川島委員 制定された場合に、表掛けの募集が出ると思うが、どの程度まで周知するのか。

柴崎教育長 少なくとも幼稚園、保育園への周知と、小学校、中学校の校長先生にも話をしないといけないと思う。

川島委員 もし、新 1 年生以外に希望する子がいたら、どうするのか。

柴崎教育長 今回、制度を作って、指定することが決定されれば、募集期間があるので、今回はこれから後ということになるが、部活動等の対象については、例年 1 月ぐらいから始めているので、来年度以降は同じように募集日程を作ることになると思う。

水野委員 子どもの数が減ってしまって、学校が成り立っていないとかで、特認校をやめるということは考えていないのか。

柴崎教育長 統廃合については、また別途に考えなければならない。

柴崎教育長 制度を認めていただくということで良いか。

全 委 員 <異議なし>

柴崎教育長 次に、指定のほうに移させていただくが、ペーパーだけではなく、裳掛小学校長から学校の状況を説明させていただく。

学 校 長 (映像を基に説明)

柴崎教育長 裳掛小学校を指定するということで良いか。

全 委 員 <異議なし>

柴崎教育長 指定については、議事録に残すということで指定のかたちをとりたいと思う。

それから、資料の最後につけているが、小規模特認校の募集要項ということで、一番下に条件が書いている。それから、学校公開、申請の期間。申請の期間については、12月1日から16日ということで進めたいと思う。それに当たっては、保護者とも面談をしたうえで決定するということで、進めさせていただく。

第49号議案 臨時職員の採用等について

青山課長 (資料を基に説明)

全 委 員 <異議なし>

柴崎教育長 非公開審議を開始することを宣する。

第50号議案 準要保護児童生徒の認定について

< 非公開 >

柴崎教育長 非公開審議を終了することを宣する。

第51号議案瀬戸内市スポーツ推進計画について

頓宮課長補佐 (資料を基に説明)

水野委員 目次のところで「推進」という言葉と「支援」という言葉が入り乱れ

ているので、もう少し整理できないか。

(以下、語句の修正、文章の校正等について指摘)

片山委員

この計画は現計画を全面的に見直して策定したとあるが、現計画のどこに問題点があるって、こういうふうに見直したというところが分からないので、具体的にどうなるということが分かりやすく出たら、感心を持たれるのではないか。

頓宮課長補佐

現計画と比べて、全く形が違う。瀬戸内市総合計画と岡山県スポーツ推進計画に対応した形で作成をしている。現計画を検証したが、検証結果が反映される計画にはなっていない。

片山委員

今の計画は消えた形になるのか。

頓宮課長補佐

10年経った計画で、達成できたもの、できなかったものを検証して、達成できなかった理由について考察の中には加えていくが、それ自身が新しい計画の中には反映されていないというのが事実である。

淵本委員

「スポーツ＝競技」といった先入観は、運動嫌いな子供を育て、やがては運動嫌いな大人になります。とあるが、スポーツ少年団の活動がプロになるための子どもを育てることが目的ではなく、何のためにスポーツ少年団があるのかということを、指導者の方が共通理解をし、指導の方針や指導方法を考えていただくということが大事だと思う。

また、スポーツが嫌いな子どもが少しでもスポーツが好きになり、スポーツに親しむ人に育てていけるような計画にしていただきたい。

それから、総合型地域スポーツクラブというものをどういうふうに考えているのか。

頓宮課長補佐

総合型地域スポーツクラブというのは本来、会員制のスポーツクラブで、いつでも誰でもが会員になれば行って、そこで思ったスポーツができるというものが総合型地域スポーツクラブというものの考え方の基礎になっている。それから派生して、例えば、単独スポーツ、瀬戸内市でいうと「ゆめりく」という陸上競技で登録しているが、そういう単独スポーツでも総合型地域スポーツクラブとしての登録は今は可能となっている。

国の目標として、市町村に最低1個は総合型地域スポーツクラブを設置しようという目標になっていて、瀬戸内市は一応、「ゆめりく」というものがあるので、国の目標はクリアしているが、新しいスポーツクラブの設立についての積極的な支援が必要であると考えている。

淵本委員

総合型というのをどういうふうに考えるのかということであるが、いろんなスポーツをひっくるめて統合したスポーツクラブという意味ではないのか。

頓宮課長補佐

総合型というのは、いろんな競技がスポーツクラブに行けばでき、指導者もそろっているというものを総合型という位置づけにしている。そ

ういうことがクラブ員であればできるというクラブ化したものが、総合型地域スポーツクラブというクラブになるという考え方である。

例えば、野球とか、サッカーとか、バトミントンとかいうような競技スポーツがいろいろ固まつたものが総合型という考え方ではなく、もっと軽スポーツ的なものが手軽にできるスポーツ団体というのを総合型という位置づけにしている。

渕本委員 10数年前に、地域でスポーツの世話をしている人と話をした時に、こういうものが地域に出てきて、例えば、中学校の部活動がそこへ吸収されて、子ども達は学校での勉強が終わったら、そこへ行って自分のしたいスポーツができ、そこには地域の支援があったり、指導者もいれば、いろんなシステムもできている、そういう総合的なスポーツクラブができていって、中学校の部活動のようなものも統合されていって、子どもたちの日常生活が行われていく。そうすると、先生方の負担がなくなつて、本来の中学校教育の本質的な部分がそこでできる、そういうものに発展していくのかなあと、その頃は思っていた。それが総合型地域スポーツクラブだと思っていた。

頓宮課長補佐 発想はそこにあったと思う。もともとはドイツのスポーツシステムを参考にして作り上げてきたものであるので、スポーツ文化が日本とは全く違う。例えば、2時3時に仕事をあがって、地域のスポーツクラブに入つて地域の指導者ができる環境があれば、日本でも定着すると思うが、通常、部活動をしている時間帯は、みんな働いているので、国がもともと目指す総合型を定着しようとすると、仕事をするというシステム自体を変えていかないと定着するはずがない。しかし、国のほうも積極的ではないが総合型地域スポーツクラブを推進しているので、国や県の計画との整合性を取るために本市の計画にも入れている。

渕本委員 国や県はそういう方向性をあまり強くは言ってきていないのか。

頓宮課長補佐 2~3年前のような状況ではない。

渕本委員 確かに日本の社会で、地域で指導をする人、そういうシステムを作つてもそれが円滑に動いていくということは難しいと思うが、何とかそういうような形ができていけば、また新しい子供たちの生活のスタイルができるいくのかなあというふうには思っていたので、どういうふうに方向性が向いているのかお聞きした。わかりました。

柴崎教育長 他に何かお気づきの点があれば、次回までにご連絡いただきたい。

第52号議案 平成28年度11月補正予算案について

青山課長 (資料を基に説明)

馬場課長 (資料を基に説明)

今吉館長 (資料を基に説明)

村上主幹 (資料を基に説明)

全委員 <異議なし>

第53号議案 濑戸内市立幼稚園免除規則の一部改正について
山本主幹 (資料を基に説明)

全委員 <異議なし>

5. その他

図書館運営について
村上主幹 (資料を基に説明)

6. 閉会 (14時06分閉会)